

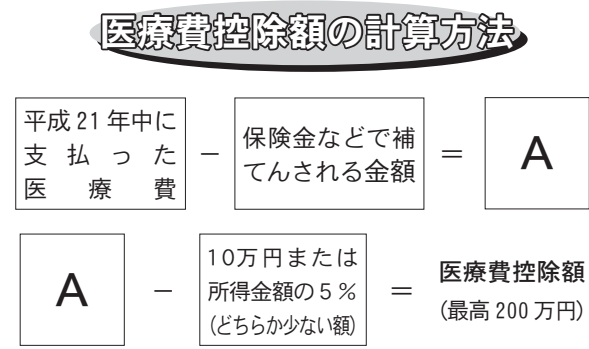
# 所得税の還付申告はお早めに 市民会館では2月1日(月)から

確定申告をしなくてもよい人でも、給与や年金等から源泉徴収された所得税額が本来課税される所得税額よりも多いときは、確定申告をすると、納め過ぎの所得税が還付されます。この申告を還付申告といえます。

米子税務署での還付申告の受付は始まっています。確定申告が始まると混み合いますので、早めに申告しましょう。

## 医療費控除

昨年中に、本人や家族が病气やけなどで治療を受けた際に支払った医療費は、図の算式により医療費控除として所得から差し引かれます。



※保険金などで補てんされる金額  
健康保険などから支給を受ける療養費や出産育児一時金、生命保険契約の医療保険金や入院給付金など

【受付会場】  
市民会館第一会議室(2階)

【受付時間】  
午前9時～11時  
午後1時～4時  
(土・日曜日、祝日は休みです)

### ■必要な書類

医療費の領収書、おむつ使用の場合は、おむつ代の領収書およびおむつ使用証明書

※介護保険サービスを利用した場合には、医療費控除対象金額の記載のある領収書が必要となります。施設またはサービス内容によって領収書の書式が異なりますので、詳しくは各施設にお尋ねください。

■申告の際の注意  
医療費控除を受ける際は、治療を受けた人ごとの病院別に集計した明細書(封筒)が必要です。明細書には、保険金などで補てんされる金額を忘れずに記入してください。また、受け取っていない金額がある場合は、予定額を記入してください。

※明細書(封筒)の様式は問いません。



## 住宅借入金等特別控除

住宅ローン等を利用して住宅を新築や購入または増改築などをした場合、次の要件をすべて満たすと、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

### ■要件

- ◇住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き入居している
- ◇床面積が50平方メートル以上の家屋
- ◇家屋の床面積の2分の1以上を自分が住むために使用している
- ◇新築等の借入金(家屋を新築等するために取得した住宅敷地用土地の借入金も含む)の返済期間が10年以上
- ◇合計所得金額が3千万円以下
- ◇入居した年および前後2年以内に「居住用財産の譲渡所得の課税の特例」などを受けていない
- ◇増改築の場合、工事費用が100万円を超えている
- 必要な書類
- ◇住民票の写し
- ◇家屋・土地(家屋とともに土地を取得した場合)の登記簿謄本
- ◇借入金の年末残高等証明書
- ◇請負(売買)契約書など家屋・土地の取得年月日・床面積・取得価格がわかる書類(印紙が張つてあるもの)の写し



## 住宅に関するその他の特別控除

次の控除は上記要件とは異なる場合がありますので、事前に米子税務署で要件や必要書類等を確認してください。

- ◇特定増改築等住宅借入金等特別控除
- ◇認定長期優良住宅の新築等に係る借入金等特別控除
- ◇住宅耐震改修特別控除
- ◇住宅特定改修特別税額控除
- ◇認定長期優良住宅新築等特別税額控除

## 市県民税の特別税額控除

平成21年から平成25年までの入居者も市県民税の住宅借入金等特別税額控除の対象になりました。

※平成11年から平成18年までの入居者は、今年からは原則、市町村への申告が不要になりました。

■控除額  
次のいずれかのうち少額のことを市県民税額から控除します。

- ◇所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額
- ◇所得税の課税総所得金額等の額の5%
- ◇97,500円

**還付申告をする人へのお願い**  
確定申告が始まる2月16日(火)以降は大変混雑が予想されます。できるだけ記入の上、早めにお越しく下さい。

## インターネットで所得税の確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、申告書を作成することができますので、印刷をしてそのまま提出してください。

■国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp/>



## e-Taxで確定申告

住民基本台帳カードを持っていない人でも、e-Taxでの確定申告が市民会館でできます。米子税務署の職員等がお手伝いします。

■期間 2月1日(月)～3月5日(金)

◆問合せ先  
米子税務署  
税務課市民税係  
(☎32-4121)  
(☎47-1017)